

栃木働き方改革推進支援センターからのお知らせ

栃木県内事業主の皆様へ「その働き方」を見直しませんか？

人材不足の今こそ、働き方改革に取り組み、魅力ある職場に！ 働き方のチェンジは業績アップのチャンスです！

当センターでは専門家の派遣、出張相談会、セミナーの開催を通じて働き方改革をスタートしたい事業主の皆様を積極的に支援します。相談は「無料」で「秘密厳守」ですので安心して御相談ください。

知ってましたか！？ 働き方改革関連法が2019年度より順次、施行されています

2019年4月～ 年次有給休暇の時季指定（毎年5日）

2019年4月～ 時間外労働の上限規制（月45時間/年360時間） ※1

2020年4月～ 同一労働同一賃金（正規と非正規の不合理な待遇差の禁止） ※2

※1 中小企業は2020年4月1日から施行

※2 中小企業のパート・有期労働者については2021年4月1日から適用



■働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

- 働き方改革の内容を知りたい
- 長時間労働を削減したい
- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいかわ教えてほしい
- 助成金を利用したいかわ利用できる助成金かわからない など

■よくわからないという方には、以下3つのメニュー（無料）で支援します！

①個別相談	②セミナー	③専門家派遣
常駐の専門家（社会保険労務士等）が、 <u>いつでも相談</u> に応じます	<u>無料セミナー</u> を開催して助成金や働き方改革の内容等を説明します	個別相談を希望される企業・団体へ <u>専門家（社会保険労務士等）を無料で5回まで</u> 派遣します

○お気軽にお問い合わせください

＜お問い合わせ先＞ **栃木働き方改革推進支援センター**（厚生労働省栃木労働局委託事業）

〒320-0075 宇都宮市宝木本町 1140-200(TMC 内 1F) 【開所時間】 **午前9時～午後5時**（土・日・祝日を除く）

TEL : **0800-800-8100** FAX : 028-615-7620

E-mail : support@tochigi-hatarakikata.com HP : <http://www.tochigi-hatarakikata.com>

